

## 感染拡大防止対策について（令和5年4月1日改正）

## 1 基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

## (1) 効果的な換気の実施（マニュアルP30～32）

- ・ 密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、効果的な換気ができているかを把握するために、CO<sub>2</sub> モニター（二酸化炭素濃度測定器）を積極的に活用すること。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。

## (2) 登校前に、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合（マニュアルP19）

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養すること。

## (3) 登校時の健康状態の把握（マニュアルP19）

- ・ 登校時に、幼児児童生徒のみ検温結果の確認及び健康状態の把握をすること。
- ※ 必要に応じて教育委員会から配付したサーマルカメラ（幼稚園除く。）や非接触型体温計を活用すること。

## (4) 休み時間中の行動（マニュアルP51、52）

- ・ 休み時間中の行動について、会話の際には一定程度距離を保つこと、なるべく体が接触するような遊びは控えることを指導すること。
- ・ なお、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導すること。
- ※ 給食後の歯磨きに係る留意事項については、（公社）日本学校歯科医会作成のポスター参照（<https://www.nichigakushi.or.jp/news/corona2.html>）

## 2 マスクの着用について（マニュアルP36）

- ・ 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・ ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることの

ないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導すること。

- ・ 学校教育活動（部活動を含む。）を実施する場合に、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、着用を強いることのないようにすること。

### 3 各教科等について（マニュアルP46～48）

各教科等における感染リスクが比較的高い次の活動については、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じた上で実施すること。

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」及び「一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「児童生徒がグループで行う実験や観察」
- ・ 音楽における「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒がグループで行う調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「組み合ったり接触したりする運動」

※ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えた旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

### 4 学校行事等について（マニュアルP48～49）

- ・ 儀式的行事等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催方法を工夫するなど、それぞれの意義等を踏まえつつ、その実施に向けて適切に対応すること。

※ 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「よびかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右50 cm程度を目安とした距離を確保すること。

※ 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

- ・ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事における感染症対策については、マニュアル及び本別紙1を参照するとともに、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を参考にしながら、旅行業者等と連携して行うこと。

#### 5 部活動の実施について（マニュアルP49～50）

マニュアルに記載してある内容を踏まえた活動とすること。また、活動に当たっては、地域の感染状況も踏まえた上で、以下の点に留意すること。

- ・ 実施に当たっては、生徒の体調面に配慮すること。
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会事務局等が示した感染防止マニュアルを厳守すること。
- ・ 部室等の利用に当たっては、「3つの密」を可能な限り避けること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 感染リスクが比較的高い活動を実施する場合には、活動内容に応じて、上記3と同様に、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。
- ・ 他校との合同練習や練習試合等の企画・実施については、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

#### 6 給食等の食事をする場面について（マニュアルP50～51）

- ・ 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう注意すること。その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話を控える、机を向い合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること。

※ 換気をしっかり行うとともに、CO<sub>2</sub> モニター（二酸化炭素濃度測定器）を活用して適宜、食事場所の換気状況を把握する。

※ 上記の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

#### 7 体調不良の児童生徒等への対応について（マニュアルP20）

- ・ 学校教育活動中に、児童生徒が発熱や咳等の風邪症状を訴えた場合や、教職員等がそうした症状に気付いた場合は、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまる必要があるケースもあるが、その際には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにすること。

- ・ 登下校時に発熱等の風邪の症状が見られる場合には、必要に応じて保護者に迎えに来てもらうなど、当該児童生徒等を安全に帰宅させるとともに、自宅で休養するよう指導すること。

## 8 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見・いじめ等の防止について

アンケート調査や個別の教育相談等を随時行い、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。悩み等を抱えていることを把握した場合は、教職員が共有した上で保護者と密接な連携を図り、スクールカウンセラー等による支援など、心のケアを行うこと。

## 9 新型コロナウイルス感染症予防に関する指導について

保護者等と連携を図りつつ、日常の学校教育活動全体を通じて、児童生徒に感染症予防に関する指導の充実を図ること。

【参考】  
教育委員会 LAN システム  
「書庫 5. 教育活動 1. 総括 新型コロナウイルス感染症対策に関する指導案事例集」

## 10 新型コロナウイルスワクチン接種について

次の点について、引き続き全教職員に徹底すること。

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・ 周囲にワクチン接種を強制してはいけないこと。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきこと。

また、ワクチン接種の有無等を確認する行為は、同調圧力を生むおそれがあり、いじめ等につながりかねない不適切な行為であることから、ワクチン接種の有無等の確認を行わないこと。